

議案第125号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年11月26日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害援護資金に係る償還免除の範囲を拡大し、借受人又はその保証人の収入又は資産の状況についての報告等に係る規定を定めるとともに、世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会を設置する必要があるため、本案を提出する。

## 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10月世田谷区条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第19条」を「第20条」に、「第5章 雑則（第20条）」を「第5章  
第6章  
世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会（第21条）  
雑則（第22条）」に改める。

第3条中「及び次章」を「、次章及び第21条」に改める。

第16条中「又は精神」を「精神」に改め、「認められるとき」の次に「又は破産  
手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたとき」を加え、同条ただし書中  
「保証人が当該災害援護資金の償還未済額を償還することができる」と認められる場合」  
を「次の各号のいずれかに該当するとき」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 借受人が、第20条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 借受人の保証人が、その災害援護資金の償還未済額を償還することができる  
認められるとき。

第19条第1項に次のただし書を加える。

ただし、借受人が次条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

第20条を第22条とする。

第5章を第6章とする。

第4章の次に次の1章を加える。

### 第5章 世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会

（世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会の設置）

第21条 災害弔慰金又は災害障害見舞金（以下「災害弔慰金等」という。）の支給に当たり、専門的見地から災害との因果関係等を審査するため、区長の附属機関として、世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 災害弔慰金等の支給に係る事実の審査に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、災害弔慰金等の支給に関すること。

3 委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

(1) 弁護士

(2) 医師

(3) 学識経験者

(4) 前3号に掲げる者のほか、区長が特に必要と認める者

4 委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章中第19条の次に次の1条を加える。

(報告等)

第20条 区長は、この条例の規定により、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の一部若しくは全部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、借受人又はその保証人の収入又は資産の状況について、借受人若しくはその保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和元年8月1日以後に生じた災害（災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第1条に規定する災害をいう。）により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給、負傷し、又は疾病にかかった区民に対する災害障害見舞金の支給及び被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。